

○長泉町防災資機材等整備事業補助金交付要綱

(昭和 61 年 9 月 11 日告示第 47 号)

改正 平成 8 年 3 月 28 日告示第 11 号 平成 13 年 3 月 30 日告示第 30 号(題名改正)

平成 21 年 1 月 9 日告示第 3 号 平成 26 年 7 月 31 日告示第 46 号

第 1 趣旨

町長は、地震等災害による住民の生命、身体及び財産を守るため、防災資機材等整備事業を実施する自主防災会に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則(昭和 54 年長泉町規則第 10 号)及びこの要綱の定めるところによる。

第 2 補助の対象及び補助率

別表のとおりとする。

第 3 交付の申請

(1) 提出書類 1 部

ア 交付申請書(様式第 1 号)

イ 事業計画書(様式第 2 号)

ウ 収支予算書(様式第 3 号)

(2) 提出期限

別に定める日まで

第 4 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の施行場所を変更しようとする場合

イ 補助事業に要する額の 20 パーセントを超える増減をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得した財産については、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得した事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しておかななければならないこと。

第 5 変更の承認申請

提出書類 1 部

ア 変更承認申請書(様式第 4 号)

- イ 変更事業計画書(様式第 2 号)
- ウ 変更収支予算書(様式第 3 号)

第 6 実績報告

(1) 提出書類 1 部

- ア 実績報告書(様式第 5 号)
- イ 事業実績書(様式第 2 号)
- ウ 収支決算書(様式第 3 号)

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の
属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日まで

第 7 請求の手続

(1) 提出書類 1 部

請求書(様式第 6 号)

(2) 提出期限

別に定める日まで

附 則

この告示は、昭和 61 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 8 年 3 月 28 日告示第 11 号)

この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日告示第 30 号)

この告示は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 9 日告示第 3 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 31 日告示第 46 号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第 2 関係)

補助の対象		補助率及び補助限度額
事業の区分	経費の区分	
1 防災資機材整備事業	(1) 防災資機材購入経費	経費一式が 3 万円以上のものに対して 4 分の 3 以内とし、10 万円を限度とする。
	(2) 防災資機材補修経費	経費一式が 3 万円以上のものに対して 4 分の 3 以内とし、10 万円を限度とする。
	(3) ろ水機購入経費	経費一式の 4 分の 3 以内とし、ろ水機 1 台(1t/h 以上)につき 40 万円を限度とする。
	(4) 可搬ポンプ購入経費	経費一式の 4 分の 3 以内とし、1 台(C—1 級以上)につき 60 万円を限度とする。
2 防災倉庫整備事業	(1) 建設経費	経費一式の 4 分の 3 以内とし、50 万円を限度とする。
	(2) 増築経費	同上
	(3) 改修経費	経費一式が 3 万円以上のものに対して 2 分の 1 以内とし、30 万円を限度とする。
3 可搬ポンプ収納庫整備事業	(1) 建設経費	経費一式の 4 分の 3 以内とし、50 万円を限度とする。
	(2) 改修経費	経費一式が 3 万円以上のものに対して 2 分の 1 以内とし、30 万円を限度とする。

備考 補助額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数額は切り捨てるものとする。